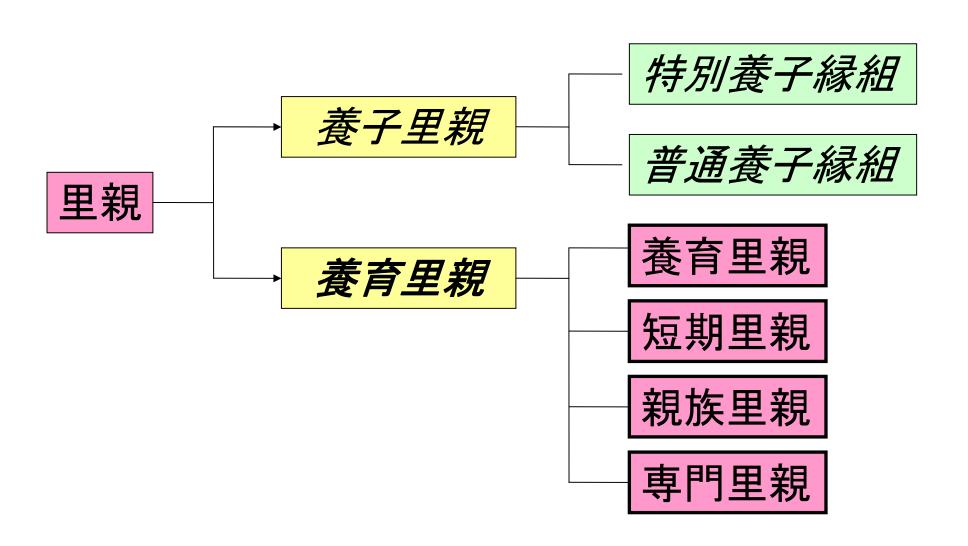
# 里親制度

(奈良県における考え方)



# ◇養育里親

- ①対象児童
  - A 何らかの事情で保護者のない子ども
    - 例) 棄児、保護者の経済苦、失踪、死亡、拘留など
  - B 保護者に監護させることが適当でない子ども
- ②期間・・・保護者と一緒に生活できるまで、或いは 子ども自身が社会自立するまで
- ※ 将来、自分たちの子どもとして養子縁組することを 前提とした縁組里親も含まれる。

# ◇短期里親

- ①対象児童
  - 保護者の病気など、さまざまな事情で
  - 一時的に保護者と一緒に生活できない子ども
- ②期間
  - 原則、一年以内の期間を定めて委託する
  - ※ 必要があると認められるときは、
    - 一年を超えて委託を継続することができる。

# ◇親族里親

- ①対象児童
  - 両親等児童を現に監護している者が、 死亡や行方不明、拘禁等により、
  - 物理的に養育が不可能となった子ども
- ②里親対象者・・・子どもと3親等以内の親族
  - 例) 祖父母(2)、伯父(3)、伯母(3)、
    - 兄(2)、姉(2)など

# ◇専門里親

①対象児童

要保護児童の内、虐待等の行為により心身に有害な影響をうけ専門的な援助を必要とする子ども。

②里親対象者

養育里親として3年以上の養育経験者や

3年以上児童福祉事業に従事した者

+専門里親研修の課程を修了した者

③期間 原則、2年以内のと期間を定めて委託。

## 第5条(養育里親の要件)

- 心身ともに健全であること。(健康)
- 児童の養育についての理解及び熱意、 児童に対する豊かな愛情を有していること。 (理解、熱意、愛情)
- 経済的に困窮していないこと。(経済的安定)
- 児童の養育に関し虐待等の問題がないこと。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられていないこと。

## 第14条(親族里親の定義)

- 第5条の養育里親の要件を充たすこと。(第15条)
- 当該親族里親の3親等内の親族である 要保護児童を養育するとして 里親認定を受けた者とする。
- その要保護児童の両親 その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方 不明又は拘禁等の状態となったことにより、 ここれらの者による養育が期待できないこと。

## 第16条(短期里親の定義)

- 第5条の養育里親の要件を充たすこと。(第15条)
- 短期里親は、1年以内の期間を定めて、要保護児童 を養育する里親として里親認定を受けた者とする。

## 第18条(専門里親の定義)

 専門里親は、2年以内の期間を定めて、 要保護児童のうち、児童虐待等の行為により 心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親と して里親認定を受けた者とする。

# 第19条(専門里親の要件 その1)

- 専門里親は、養育里親として 里親登録されている者であって、3年以上の 委託児童の養育経験を有するものであること。
- 或いは3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたものであること。
- 知事が上記に該当する者と同等の以上の能力を 有すると認定した者であること。

## 第19条(専門里親の要件 その2)

- 専門里親研修の課題を修了していること。
  - ※専門里親研修とは、 専門里親の認定を受けようとする者が 必要な知識及び経験を修得するために 受けるべき研修であって、 厚生労働大臣が定めるものをいう。

#### 第19条(専門里親の要件 その3)

- 心身ともに健全であること。
- 児童の養育についての理解及び熱意並びに、児童に対する豊かな愛情を有していること。
- 委託児童の養育に専念できること。
- 経済的に困窮していないこと。
- 児童の養育に関し虐待等の問題がないこと。
- 児童福祉法及び児童買春、児童ポルルに係る行為 等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定 により、罰金以上の刑に処せられていない。